

令和7年第2回世田谷区議会臨時会提出予定案件

[令和7年5月8日現在]

議案	4	件
専決	1	件
同意	1	件
報告	15	件

【 議 案 】

＜財 務 部＞

(1) 世田谷区立大蔵運動公園斜面地保全工事請負契約

契約方法 一般競争入札（総合評価方式）（令和7年4月1日）
予定価格 293,700,000円
（消費税及び地方消費税相当分26,700,000円）
契約金額 293,150,000円
（消費税及び地方消費税相当分26,650,000円）
相手方 東京都世田谷区鎌田二丁目12番13号
新館建設株式会社
代表者 新 館 豊 浩
工 期 令和8年10月30日
支出科目等 令和7年度 一般会計 土木費
公園費 公園新設改良費 工事請負費
債務負担行為
（期間 令和8年度）

(2) 世田谷区成城五丁目、六丁目付近枝線工事請負契約

契約方法 一般競争入札（総合評価方式）（令和7年4月2日）
予定価格 227,068,600円
（消費税及び地方消費税相当分20,642,600円）
契約金額 212,300,000円
（消費税及び地方消費税相当分19,300,000円）
相手方 東京都世田谷区喜多見七丁目27番地
株式会社高橋組興業
代表者 高 橋 利 明
工 期 令和8年3月24日
支出科目 令和7年度 一般会計 土木費
道路橋梁費 道路新設改良費 工事請負費
令和7年度 一般会計 土木費
道路橋梁費 公共下水道建設費 工事請負費

(3) 世田谷区立太子堂中学校温水プール改修工事（令和6年度）請負契約

契約方法 随意契約（令和6年10月1日）
契約金額 変更前179,949,000円
変更後207,119,000円
相手方 東京都世田谷区三軒茶屋二丁目11番22号サンタワーズセンタービル12階
株式会社中島建設東京支店
代表者 水 島 伸 一
工 期 令和7年5月30日（変更なし）
変更理由 ①工事請負契約約款第25条第6項の規定に基づき、賃金水準及び物価水準の変動に係る費用を追加する必要性が生じたため。
②工事着手後、既存建物の内装等を撤去したところ、劣化等による梁や床下地を補修する必要性が生じたため。
支出科目等 令和6年度 一般会計 教育費
中学校費 学校施設充実費 工事請負費
債務負担行為
（期間 令和7年度）

(4) 財産（区立小中学校児童・生徒用タブレット型情報端末用スタイラスペン）の取得

契約方法 指名競争入札（令和7年3月13日）
契約金額 106,273,475円
（消費税及び地方消費税相当分9,661,225円）
相手方 東京都江東区東陽二丁目3番25号
株式会社内田洋行営業支援統括グループ
代表者 小 柳 諭 司
納 期 令和7年7月31日
支出科目 令和7年度 一般会計 教育費
教育総務費 事務局費 需用費

【 専 決 】

<財 務 部>

(1) 専決処分の承認（世田谷区特別区税条例の一部を改正する条例）

改正理由 地方税法の改正に伴う一部改正
改正内容 原動機付自転車に係る軽自動車税の種別割の税率の区分を見直す。
施 行 日 令和7年4月1日
専決処分日 令和7年4月1日

【 同 意 】

＜総 務 部＞

(1) 世田谷区監査委員選任の同意

令和7年5月14日をもって任期満了となる田中文子委員の後任を選任する。

【 報 告 】

＜北 沢 総 合 支 所＞

(1) 議会の委任による専決処分の報告（自動車事故に係る損害賠償額の決定）

当 事 者 甲（世田谷区）

乙（埼玉県川口市在住）

事故概要 令和6年11月6日、甲職員が運転する自動車が車線変更を行う際、当該車両の右側前方部と乙が運転する自動車の左側後方部が接触した。

損害賠償額 261,527円

専決処分日 令和7年4月11日

＜財 務 部＞

(2) 議会の委任による専決処分の報告（世田谷区立梅丘図書館改築工事）

契約件名 世田谷区立梅丘図書館改築工事

契約金額 議決金額1,527,680,000円

変更金額1,631,124,000円

工 期 令和7年10月31日

相 手 方 東京都世田谷区三軒茶屋二丁目11番22号サントワーズセンタービル
12階

株式会社中島建設東京支店

代表者 水 島 伸 一

変更理由 ①工事請負契約約款第25条第6項の規定に基づき、賃金水準及び物価水準の変動に係る費用を追加する必要性が生じたため。

②工事に伴い発生した土砂や汚泥等の土質が想定と異なっていたことにより、当初予定していた受入れ先での処分が困難となり、搬出先の変更が必要となったため。

専決処分日 令和7年4月15日

<清掃・リサイクル部>

(3) 議会の委任による専決処分の報告（自動車事故に係る損害賠償額の決定）

当 事 者 甲（世田谷区）

乙（世田谷区在住）

事故概要 令和6年12月24日、甲職員が運転する自動車が路地から通りへ進入しようとしたところ、自転車で歩道を走行してきた乙が甲車両を視認し、急ブレーキをかけ転倒したため、乙所有の自転車が損傷した。

損害賠償額 13,754円

専決処分日 令和7年4月11日

(4) 議会の委任による専決処分の報告（自動車事故に係る損害賠償額の決定）

当 事 者 甲（世田谷区）

乙（世田谷区在住）

事故概要 令和7年1月27日、甲職員が運転する自動車が、収集漏れと思われるごみ袋を見かけ、確認するために車両を後退させた際に、後方にいた乙が運転する自転車と接触し、その反動で倒れてきた自転車が乙の両足に接触し、乙所有の衣服が損傷した。

損害賠償額 37,800円

専決処分日 令和7年4月11日

<子ども・若者部>

(5) 議会の委任による専決処分の報告（区立保育園の園児の負傷事故に係る損害賠償額の決定）

(6) 議会の委任による専決処分の報告（区立保育園の園児の負傷事故に係る損害賠償額の決定）

(7) 議会の委任による専決処分の報告（区立保育園の園児の負傷事故に係る損害賠償額の決定）

当 事 者 甲（世田谷区）

乙（世田谷区在住）

丙（乙の親権者が加入する健康保険組合）

丁（東京都）

事故概要 令和5年3月10日、区立保育園職員が乙を含む園児7名を乗せたバギーを押して散歩に出かけた際に、道路のカーブに差し掛かった時点で、バギーの出入り口の扉となっている可動式スロープ部分が開いたため、扉付近にいた乙が転倒し、道路アスファルトに後頭部を打ち負傷した。当該事故にかかる損害の賠償を乙に、健康保険の療養の給付に係る損害の賠償を丙に、治療の際に実施した新型コロナウイルス感染症に関する行政検査の公費負担に係る損害の賠償を丁にそれぞれ行う。

損害賠償額 乙 210,911円

丙 293,776円

丁 1,700円

専決処分日 令和7年4月15日

(8) 議会の委任による専決処分の報告（自動車事故に係る損害賠償額の決定）

当 事 者 甲（世田谷区）

乙（株式会社ベネッセスタイルケア）

事故概要 令和6年9月24日、甲職員が運転する自動車が、後退で車庫に駐車しようとしたところ、駐車中の乙が使用者である自動車の右後方部と接触した。

損害賠償額 199,738円

専決処分日 令和7年4月15日

<防災街づくり担当部>

(9) 議会の委任による専決処分の報告（塀損傷事故に係る損害賠償額の決定）

当 事 者 甲（世田谷区）

乙（世田谷区在住）

事故概要 令和6年12月2日、甲職員が運転する自動車が現場に向かう途中、T字路で転回をするために左折した際、乙所有のコンクリートブロック塀に接触し、損傷させた。

損害賠償額 100,000円

専決処分日 令和7年4月15日

(10) 議会の委任による専決処分の報告（自動車事故に係る損害賠償額の決定）

当 事 者 甲（世田谷区）

乙（世田谷区在住）

事故概要 令和6年12月5日、甲職員が運転する自動車が現場に向かう途中、道路標識を見落とし、一方通行の道路を逆走した。踏切で停車中に対向より、乙が運転する車両が逆走を車窓越しに口頭注意するため甲車両に接近した際に、車両右側のドアミラー同士が接触した。

損害賠償額 18,549円

専決処分日 令和7年4月15日

<土 木 部>

(11) 議会の委任による専決処分の報告（歩行者の転倒事故に係る損害賠償額の決定）

当 事 者 甲（世田谷区）

乙（世田谷区在住）

事故概要 平成30年6月9日、甲が管理する区道において、乙がL形側溝と汚水枳の段差（6cm程度）に躓き転倒した。

損害賠償額 300,000円

専決処分日 令和7年4月11日

<監 査 事 務 局>

- (12) 令和7年1月分例月出納検査の結果について
- (13) 令和7年2月分例月出納検査の結果について
- (14) 令和6年度財政援助団体等監査の結果について
- (15) 令和6年度工事監査の結果について

議事日程（令和 7 年 5 月 1 3 日（火）午後 1 時開議）

日程第 1	議案第 9 6 号	世田谷区立大蔵運動公園斜面地保全工事請負契約
日程第 2	議案第 9 7 号	世田谷区成城五丁目、六丁目付近枝線工事請負契約
日程第 3	議案第 9 8 号	世田谷区立太子堂中学校温水プール改修工事（令和 6 年度）請負契約
日程第 4	議案第 9 9 号	財産（区立小中学校児童・生徒用タブレット型情報端末用スタイラスペン）の取得
日程第 5	専決第 2 号	専決処分の承認 （世田谷区特別区税条例の一部を改正する条例）
日程第 6	同意第 1 号	世田谷区監査委員選任の同意